中小企業等経営強化法における経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端等設備に係る証明書の発行について

平成３０年６月６日

一般社団法人　日本繊維機械協会

中小企業等経営強化法の平成３０年６月６日の法令改正に伴い、新様式にて証明書の発行を行いますので希望される方は以下の手順で申し込みください。

1. 当該制度の概要、制度の利用及び証明書発行手続き等につきましては、

中小企業庁ＨＰをご覧ください。

２．　申請について

（１）　申請書等の様式

当協会所定の様式を下記からダウンロードしてください。

[様式１．（証明書）　　　　　　　PDF形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2018/1814.pdf)

[様式１．（証明書）　　　　　　　ＷＯＲＤ形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2018/1814.docx)

[様式２．（チェックリスト）　 　PDF形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1716.pdf)

[様式２．（チェックリスト）　 　ＥＸＣＥＬ形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1716.xls)

（２）　申請書の様式に従い必要事項を記入してください。

様式１．の代表者氏名と押印は代表権を有する者としますが、代表権を有しない者の申請・押印に際しては、代表権を有する者から権限委譲されている旨の証明書（代表者印を押印のこと）を添付してください。

（３）　申請に際しては、下記の資料を添付して下さい。様式は問いません。

①　繊維機械に該当することおよび最新モデルであることの補足資料

②　生産性等の向上に関する定量的な数字によるわかりやすい説明資料

③　設備の取得価格の判るものの写し等

④　当協会の会員でない製造事業者は、会社概要（社名、所在地、会社設立年、

資本金、資本関係、売上高、役員氏名、従業員数、生産（取扱）製品名、

ホームページのURL等）を添付してください。

⑤　返信用切手同封（2件までは120円､3件以上は140円､13件以上は205円）

（４）　申請書は、下記あてに郵送してください。

①　〒105-0011　東京都港区芝公園３－５－２２　機械振興会館別館１０１号

一般社団法人　日本繊維機械協会

②　封筒表面へ「証明書発行依頼」と朱書きしてください。

３．　審査

　審査に際しては、他の補足資料等の提出をお願いする場合があります。

４．　手数料

手数料の額は、初めて申請される設備は１件当たり５，０００円です。

なお、一度申請済みの設備は従来通り１件あたり２，０００円です。

また、手数料の支払いに際して請求書・領収書が必要な場合はそれぞれについて

１件あたり１，０００円を追加請求させていただきます。

手数料の支払いは、審査終了後に振込先等をご連絡を致します。

当協会会員は無料とします。

５．　その他

本証明書の申請時には事前に内容確認をさせていただきますので、必要書類を

**必ずひとつのＰＤＦにまとめて**、担当粟野までメール添付にてお送りください。

６．　産業競争力強化法について

（１）　申請書等の様式

当協会所定の様式を下記からダウンロードしてください。

[様式１．（証明書）　　　　　　　PDF形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1713.pdf)

[様式１．（証明書）　　　　　　　ＷＯＲＤ形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1713.docx)

[様式２．（チェックリスト）　 　PDF形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1714.pdf)

[様式２．（チェックリスト）　 　ＷＯＲＤ形式](http://www.jtma.or.jp/toukei/2017/1714.docx)

e-mail：　[awano@jtma.or.jp](mailto:awano@jtma.or.jp)